

須坂市立小山小学校 信州型コミュニティスクール
『栃の木コミュニティ』運営委員会設置要綱

平成30年5月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、小山小学校信州型コミュニティスクール『栃の木コミュニティ』運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の目的)

第2条 運営委員会は、須坂市町村教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、学校と地域・家庭の連携を持続的なものにし、学校支援を通じた学校運営への参画等により、学校、家庭、地域住民等が相互の信頼関係を深め、児童(生徒)への願いを共有しながら一体となって育てることを目的とする。

(委員の委嘱)

第3条 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は、10名程度とし、次に掲げる者のうちから、校長が委嘱する。

- (1) 学校支援ボランティア
- (2) コーディネーター
- (3) 教職員
- (4) 地域で子どもの育成に関わる団体代表者
- (5) 学校に在学する児童(生徒)の保護者(P T Aの代表)
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他校長が適当と認める者

2 委員に欠員が生じた場合は、校長は、必要に応じて新たな委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から1年とし、再任することを妨げない。

2 前条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第5条 校長は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1)本要綱の規定に違反したとき。
- (2)心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3)解任に相当する事由があると認めるとき。

(委員長及び副委員長)

第6条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。ただし、委員長は学校の校長及び教職員を除く委員のうちから選出するものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、及び委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1)委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - (2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3)その他運営委員会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の心得)

第8条 委員は次に掲げる事項について心がける。

- (1)学校の応援団となって、子どものために、よりよい学校をつくるための具体的な提案を協働の立場で提案を行う。
- (2)運営委員会で共有した願いや課題を、所属団体・組織の構成員と共有する。
- (3)スポークスマンとなって、学校の取組のよさを、保護者や地域の皆さんへ伝える。
- (4)どんなことでも質問し、話し合いでは多くの方が発言できるよう協力する。
- (5)教育委員会等が実施する、運営委員会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修会等に積極的に参加する。

(会議)

第9条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 運営委員会の庶務は、小山小学校において処理する。

(会議の公開)

第10条 運営委員会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1)小山小学校の児童に関する事項について意見交換する場合
 - (2)その他特別の事情により、運営委員会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、運営委員会の委員長に申し出なければならない。
- 3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営委員会の協議事項)

第11条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)学校と地域、家庭が共に育てていく、めざす子ども像に関する事
- (2)学校の教育活動の支援に関する方針、調整、年間計画の作成に関する事
- (3)学校の教育目標及び課題に対する取組に関する事
- (4)学校関係者評価に関する事。
- (5)その他校長が必要であると認める事項に関する事。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、運営委員会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて委員会に対して助言を行うものとする。

(運営等)

第13条 運営委員会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

平成30年5月25日，一部改訂